(平成16年8月10日制定)

(趣旨)

第1条 国立大学法人小樽商科大学における購入物品の機種選定を行う場合の取扱いは, この要項の定めるところによる。

(定義)

第2条 この要項において機種の選定を行う場合とは、購入物品の予定価格が300万円 を超える場合とする。

(委員会の設置)

第3条 購入物品の機種の選定を適正に行うため、機種選定委員会(以下「委員会」という。)を必要に応じ置くものとする。

(委員会の構成)

- 第4条 委員会は、当該物品を使用する職員を含む3名以上で構成し、委員は学長が委嘱する。
- 2 委員会に委員長を置き、委員の互選により選出する。
- 3 委員長は、必要に応じ委員以外の者を出席させ、意見を聴くことができる。
- 4 委員の任期は、第6条の規定による報告書の提出の日をもって、終了するものとする。 (審議方法)
- 第5条 委員会は、購入物品の機種選定にあたり、次の各号に掲げる事項を審議するものとする。ただし、購入物品の予定価格が1,000万円未満であって、学長が委員会に 諮問する必要がないと認めた場合は、複数の者を指名することにより機種選定を行うことができるものとする。
 - (1) 物品の仕様、規格及び性能等に関すること。
 - (2) 類似機器に関すること。
 - (3) 教育研究と機種との関連に関すること。
 - (4) その他必要と認める事項に関すること。

(報告)

第6条 委員会は、機種の選定を行ったときは機種選定報告書を作成し、学長へ提出する ものとする。

(準用)

第7条 第6条の規定は、第5条のただし書きについて準用する。

附則

この要項は、平成16年8月10日から施行し、平成16年4月1日から適用する。